

京都市西京極総合運動公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第134号

京都市西京極総合運動公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市西京極総合運動公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「有料ロッカー」の右に「又は温水シャワー設備」を加える。

第5条第3項中「有料ロッカー」の右に「及び温水シャワー設備」を加える。

第7条第4項を次のように改める。

4 条例別表第4に掲げる構内地の広告その他の表示に係る料金の上限額は、別表第3のとおりとする。

第7条第5項中「うち有料ロッカー」の右に「及び温水シャワー設備」を、「当該有料ロッカー」の右に「又は温水シャワー設備」を加える。

別表第2 2中

「

温水シャワー室	1室につき1日	1,880
	1室につき1時間	620

を

「

温水シャワー室	1室につき1日	1,880
	1室につき1時間	620
温水シャワー設備	1個につき1回	100

に改める。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第7条関係）

区 分		利用単位	単位期間	利用料金
広告等を表示し、又は	1月未満の場合	1平方メー	1日	円 3,130

掲出する期間		トルにつき		
	1 月 以上 の 場 合		1	月

備考1 広告等を表示し、又は掲出する期間が1月以上である場合における月数は、暦に従って計算し、当該期間に1月未満の端数があるときは、当該端数を1月とみなして利用料金を算出する。

2 広告等の面積が1平方メートル未満であるとき、又は広告等の面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該面積又は当該端数を1平方メートルとみなして利用料金を算出する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の京都市西京極総合運動公園条例施行規則の規定による広告等の表示又は掲出に係る料金及び温水シャワー設備の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者にこれらの料金を収受させるために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(文化市民局市民スポーツ振興室)